

(設置)

第1条 温泉を活用した交流及び休養の場を提供し、市民の健康及び福祉の増進を図り、併せて一般外来者の利用に供するため、横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぷる」(以下「ゆっぷる」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 ゆっぷるの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 横手市平鹿ときめき交流センター 「ゆっぷる」

(2) 位置 横手市平鹿町醍醐字沢口166番地

(使用許可)

第3条 ゆっぷるを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に必要な条件を付することができる。

(使用の取消し等)

第4条 市長は、ゆっぷるを使用する者(以下「使用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ゆっぷるの使用を中止し、又は取り消すことができる。

(1) 公の秩序を乱し、又は風俗を害するおそれがあるとき。

(2) ゆっぷるの管理上支障があると認められるとき。

(3) 使用許可の条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めたとき。

(使用料)

第5条 市長は、使用者から別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、使用の都度に徴収する。ただし、回数券による使用料については、これを発行する際に徴収する。

3 前項の規定にかかわらず、食堂施設の利用者は、翌月の10日までに使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第6条 市長は、次に該当するときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 10月1日(市の記念日)、毎月26日(ふろの日)及び毎月第2木曜日 入館料について、大人の3時間以内にあつては200円、大人の3時間超にあつては300円、小学生の3時間以内にあつては100円、小学生の3時間超にあつては150円をそれぞれ減額(現金支払者に限る。)する。

(2) 市長が特に必要と認めたとき。

(使用料の不還付)

第7条 市長は、既に徴収した使用料を使用者に還付することができない。ただし、使用者の責めに帰することができない場合又はその他特に必要があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償義務)

第8条 使用者は、ゆっぷる又は備品等を損傷し、又は滅失したときは、市長の指示する方法でその損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な事由があると認めたときは、この限りでない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の平鹿町ときめき交流センター設置条例(平成7年平鹿町条例第17号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年3月27日条例第9号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月25日条例第18号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(令和元年6月19日条例第20号)

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の横手市平鹿ときめき交流センター「ゆっぷる」設置条例第5条及び第6条の規定は、この条例の施行の日以後に行う施設の使用の許可に係る使用料について適用し、同日前に行う施設の使用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表(第5条関係)

1 日帰り

(消費税を含む。)

区分			使用料	
入館料	大人	3時間以内	460円	
		3時間超	690円	
	小学生	3時間以内	230円	
		3時間超	350円	
	回数券		12枚綴り	2,300円
特別使用料	ふれあいの間	5時間まで	8人まで	4,400円
			8人を超え、1人につき	330円
		5時間を超え、1時間につき	880円	
	宿泊室	5時間以内	4人まで	2,200円
			4人を超え、1人につき	330円
5時間を超え、1時間につき		440円		

備考

- 1 回数券は、1枚につき230円とみなす。
 - 2 食事のみの入館は、入館料を無料とする。
 - 3 大人の入館料の額は、入湯税を含む。
 - 4 団体客が多数のときは、ふれあいの間を一般休憩用として使用させることがある。
- 2 宿泊料

(消費税を含む。)

区分	使用料
大人	4,000円
小学生	2,530円

備考

- 1 大人の使用料の額は、入湯税を含む。
 - 2 大人が1室を1人で使用する場合の使用料は、5,100円とする。
 - 3 4月28日から5月5日まで、8月12日から16日まで、8月の最終土曜日及び12月29日から翌年の1月3日までの使用料については、3割増しとする。
- 3 食堂施設

(消費税を含む。)

区分	使用料
食堂及び厨房等	月額50,000円と毎月の売上額に100分の7を乗じて得た額を合計した額